

資料等

資料1 静岡市児童虐待事例検証委員会委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
佐々木 光郎	静岡英和学院大学 人間社会学部コミュニティ福祉学科 教授	委員長
鈴木 久美子	常葉学園短期大学 保育課 教授	副委員長
荒巻 郁雄	弁護士	現児童処遇審 査部会委員
上田 憲	小児科医師	現児童処遇審 査部会委員
三輪 眞知子	梅花女子大学 看護学部 看護学科 教授	

資料2 静岡市児童虐待事例検証委員会開催経過

第1回検証委員会 平成24年6月14日(木)

- ・検証の目的、方法の確認
- ・スケジュールの確認
- ・事例の概要把握

第2回検証委員会 平成24年8月9日(木)

- ・前回の質問事項の調査結果
- ・事例の問題点、課題の抽出

第3回検証委員会 平成24年9月27日(木)

- ・事例の問題点、課題の確認
- ・提言の検討

第4回検証委員会 平成24年12月13日(木)

- ・報告書のとりまとめ

資料3 静岡市児童虐待事例検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡市は、市内で発生した児童虐待の事例であって、当該児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けたもの（以下「重大事例」という。）の検証を行うことにより、同様の事例が再び発生することを未然に防止するための方策を検討することを目的として、静岡市児童虐待事例検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 市長が指定する重大事例の検証に関すること。
- (2) 前号の検証を踏まえて行う当該事例と同様の事例の再発防止のための方策の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 児童虐待に関し優れた識見を有する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長は、委員会の会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、正当な理由なく委員としての活動に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、静岡市児童相談所において処理する。

(雑則)

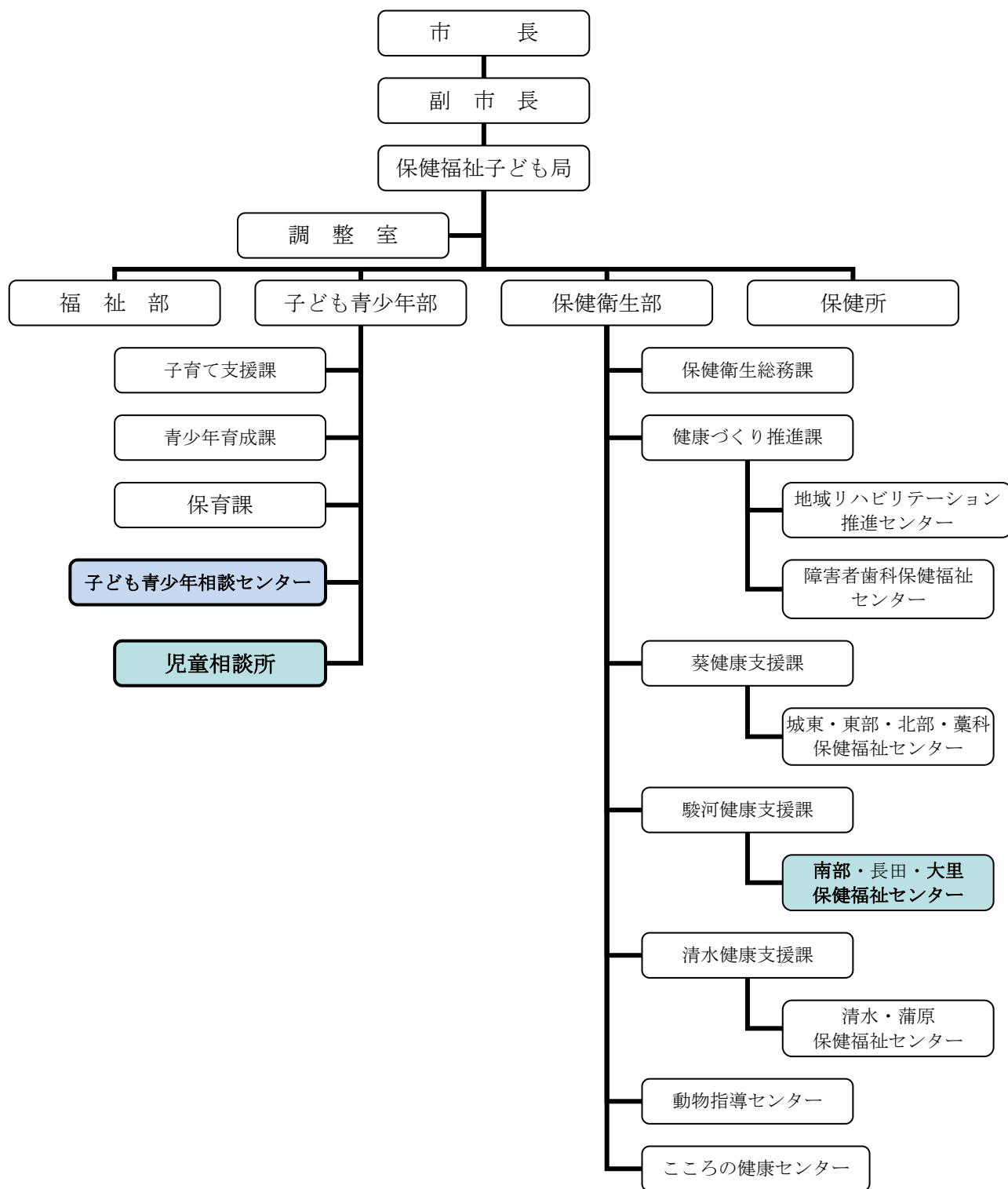
第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

資料4 組織図

子ども青少年相談センター、児童相談所は保健福祉子ども局子ども青少年部に、保健福祉センターは保健福祉子ども局保健衛生部に配置されている。



(平成22年4月1日現在)

資料5 人員・事務分掌

(1) 児童相談所

(平成22年4月1日現在)

担当・人員・事務分掌		人数	備考
所長		1	
児童相談所アドバイザー	非常勤嘱託	1	アドバイザー
総務担当(6) [業務内容] 予算・決算、法的対応、議会関係、措置費支弁、負担金徴収等	参事兼統括主幹	1	障害者更生相談所兼務
	副主幹	1	障害者更生相談所兼務
	主任主事	3	障害者更生相談所兼務
	主事	1	障害者更生相談所兼務
相談・判定担当(17) [業務内容] 相談受付、児童処遇審査部会、ネットワーク関係、心理判定、心理治療、療育手帳、重度加算等	参事兼統括主幹	1	
	副主幹	1	
	主任主事	4	心理司3名(うち1名育休)
	主事	3	心理司3名
	非常勤嘱託	3	相談員2名、心理司1名
	嘱託医	6	
家庭支援担当(14) [業務内容] ケースワーク、入所調整、里親関係等	統括主幹	1	
	副主幹	2	
	指導主事	2	
	主査	4	
	主任保健師	1	障害者更生相談所兼務
	主事	2	
	非常勤嘱託	2	里親支援員・里親委託推進員
子ども支援担当(6) [業務内容] 初動調査、ケースワーク等	統括副主幹	1	
	主査	1	
	主任主事	1	
	主事	1	
	非常勤嘱託	2	虐待対応協力員
一時保護担当(19) [業務内容] 一時保護児童の入所・退所、連絡調整等	統括主幹	1	
	副主幹	2	保育士1名
	主任主事	2	
	主事	2	
	保育士	2	
	非常勤嘱託	7	
	臨時職員	3	

(2) 駿河健康支援課 (保健福祉センター)

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

担当・人員・事務分掌		人数	備考
課長		1	
管理担当 (7) [業務内容] 予算・決算、法的対応、議会関係、措置費支弁、負担金徴収 等	統括主幹	1	
	副主幹	1	
	栄養士	1	
	歯科衛生士	1	
	非常勤嘱託	3	
南部保健福祉センター (8)	主幹兼所長	1	
	副主幹	1	
	保健師	5	
	非常勤嘱託	1	
長田保健福祉センター (7)	主幹兼所長	1	
	主任保健師	1	
	保健師	4	
	非常勤嘱託	1	
大里保健福祉センター (7)	主幹兼所長	1	
	主任保健師	1	
	保健師	4	
	非常勤嘱託	1	

【保健福祉センターの業務内容】

保健福祉センターは、乳幼児から高齢者までの健康の維持増進を図るための保健事業や、市民が主体となって健康づくりに取り組む地域活動支援などを行っているほか、福祉サービスの申請取り次ぎや、健康に関する相談を気軽に受けることができる身近な対人保健福祉サービスの拠点となっている。

(3) 子ども青少年相談センター

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

担当・人員・事務分掌		人数	備考
所長		1	
相談担当 (19) [業務内容] 相談受付、要保護児童対策地域協議会運営 等	参事兼統括主幹	1	
	主席指導主事	1	
	主査	1	
	主任保健師	1	
	主任主事	1	
	指導主事	3	
	非常勤嘱託	4	相談員 4 名

資料6 所掌事務（規則抜粋）

（静岡市児童相談所事務分掌規則より抜粋）

第5条 児童相談所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉事務所に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務に関すること。
- (2) 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
- (3) 児童及びその家庭について必要な調査に関すること。
- (4) 医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。
- (5) 児童及びその保護者について前2号の規定による調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと。
- (6) 児童の一時保護に関すること。
- (7) 巡回相談に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、児童の相談に関すること。

（静岡市事務分掌規則より抜粋）

駿河健康支援課

- (1) 駿河区の区域内の保健福祉センターに関すること。
- (2) 駿河区の区域内の健康増進法に定める保健指導の実施に関すること。
- (3) 駿河区の区域内の母子保健事業の実施に関すること。
- (4) 駿河区の区域内の成人保健事業の実施に関すること。
- (5) 駿河区の区域内の高齢者の医療の確保に関する法律に定める国民健康保険に係る特定保健指導の実施に関すること。
- (6) 駿河区の区域内の介護保険法に定める地域支援事業（保健に関する事業に限る。）の実施に関すること。
- (7) 駿河区の区域内の国民健康保険に係る健康教育、健康相談及び訪問指導の実施に関すること。
- (8) 駿河区の区域内の乳児家庭全戸訪問事業の実施に関すること。

子ども青少年相談センター

- (1) 家庭児童相談の総括に関すること。
- (2) 児童及び青少年に係る相談指導及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の2の規定に基づく要保護児童対策地域協議会の総合調整に関すること。
- (4) 適応指導教室の管理に関すること。
- (5) 母子保護及び助産の実施に係る費用の支弁及び徴収に関すること。

静岡市 保健福祉子ども局 子ども青少年部 児童相談所

〒420-0947

静岡市葵区堤町 914-417

TEL (054) 275-2871 (直通)

FAX (054) 272-1610

e-mail: jidousoudan@city.shizuoka.lg.jp
